

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、顧客、株主、取引先、社員、地域社会等すべてのステークホルダーからの信頼確保のため、「何をすれば顧客に喜ばれるか」を徹底して考えぬ顧客中心主義という経営スタイルを創業以来貫いており、今後もこの志を踏襲し、その地域の人、文化を大切に地域との信頼関係の絆を築き上げ、当社の店がなくてはならないと地域の方々に思ってもらえ、また従業員もその地域に働くこと、店で働くことを誇りに思える店づくりを目指してまいります。そのために、法令遵守や社会的規範等の遵守のみならず、経営理念「お客様の喜びが私達（企業）の喜びである」に基づいた行動の実践を通じて、持続的な企業価値の向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の重要課題と位置づけ、経営効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、リスク管理、コンプライアンス体制の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境作り、招集通知の英訳】

当社は、2018年9月開催の定時株主総会より、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営する「議決権行使ウェブサイト」での議決権の電子行使を可能としております。

また、招集通知の英訳についても、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を斟酌し、当社の株式に係る外国人（個人及び法人）の持株数比率等も踏まえて、その要否について引き続き検討することとしております。

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有株式の縮減に関する方針

当社は、取引先や金融機関との安定的な関係維持・強化が企業戦略上重要であることに鑑み、当社の持続的な成長と企業価値向上のため、政策保有株式を限定的かつ戦略的に保有します。その戦略上の判断は、適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。

2. 政策保有株式の保有の適否の検証

当社は、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査、検証し、その概要を開示します。

3. 政策保有株式の議決権行使に関する基準

政策保有株式については、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況等を勘案し、株主全体の利益につながるかどうかを基準として、各議案について適切に議決権を行使します。

【基本原則4-1-2 中期経営計画の公表】

当社は、中期経営計画を策定中であり、現時点では公表を行っておりません。しかし、経営会議において単年度の事業計画と実績数値との差異について、対応策を議論するとともに、取締役会において独立社外取締役の意見を踏まえ、事業計画や今後の事業展開に反映させ、株主に対しては、決算説明会や株主総会等において説明を行っております。

なお、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、取締役会において、引き続き中期経営計画の策定・公表について検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定中であり、現時点では公表を行っておりません。しかし、決算説明会等を通じて、株主に対して、当社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する基本的方針及び目標達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・人材投資等を含む具体的な施策を説明しております。

また、事業計画については、当社の業績、社会情勢及び経済情勢の変化等を踏まえ、当該計画に変更が生じた際には、決算説明会や株主総会等において株主に説明を行うこととしております。

なお、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、取締役会において、引き続き中期経営計画の策定・公表について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を定め、基本原則・原則・補充原則の各78原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」として、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.joyfulhonda.info/category/cgcode>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
アークランドサカモト株式会社	4,438,000	6.37
株式会社常陽銀行	3,469,200	4.98
本田 理	3,033,560	4.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,568,200	3.68
株式会社アスクリーション	2,355,200	3.38
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700040	2,000,000	2.87
本田 勇	1,655,132	2.37
野村信託銀行株式会社 (信託口2052148)	1,400,000	2.00
公益財団法人本田記念財団	1,259,916	1.80
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700037	1,140,000	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
釘崎 広光	他の会社の出身者				△		△					
榎本 知佐	他の会社の出身者											
諸江 幸祐	他の会社の出身者				△		△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

釘崎 広光	○	当社は、同氏との間で2015年10月1日より人事に関するアドバイザー契約（当社第43期における支払金額200万円）を締結しておりましたが、当該契約は2017年8月31日をもって終了しております。	リクルートグループにおいて企業経営全般に携わり、人事、マーケティング、コンプライアンス等マネジメントの各分野及びコーポレートガバナンスについて豊富な経験と幅広い見識を有しており、事業戦略及び人事戦略並びに経営監督機能の一層の強化を図るうえで適任であり、社外取締役として選任しております。 現在及び最近において、同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員の独立性に関する判断基準）等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。
榎本 知佐	○	----	長年国内外の企業において広報責任者を歴任し、ブランド価値とレピュテーション向上を図る戦略的な活動を行うなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社内外広報、ブランドマネジメントなどの一層の強化を図るうえで適任であり、社外取締役として選任しております。 同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員の独立性に関する判断基準）等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。 なお、榎本知佐氏の戸籍上の氏名は、浅野知佐であります。
諸江 幸祐	○	当社は、同氏が代表取締役を務める株式会社YUMEキャピタルとの間で2015年4月21日よりIR戦略等に関するコンサルティング業務を委託する契約（当社第44期における支払金額40万円）を締結しておりましたが、当該契約は2018年8月20日をもって終了しております。	長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で取締役及び社外監査役として経営に携わり、それらの経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のIR戦略及び経営監督機能の一層の強化を図るうえで適任であり、社外取締役として選任しております。 現在及び最近において、同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員の独立性に関する判断基準）等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

更新

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名、役員報酬に関する事項等の決定に関して、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性等を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置しております。
「指名委員会」及び「報酬委員会」は、取締役会決議により取締役の中から選定された5名以上の委員により構成し、うち、過半数は社外取締役で構成されます。また、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長は、社外取締役の中から取締役会の決議によって選定されます。なお、「指名委員会」、「報酬委員会」の構成員はそれぞれ、社外取締役 釘崎広光を議長として、代表取締役 社長執行役員 細谷武俊、取締役 専務執行役員 平山育夫、社外取締役 榎本知佐、社外取締役 諸江幸祐 となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名

監査役の人数	5 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、監査の相互補完及び効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査及び会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 周悟	他の会社の出身者							△						
秋山 正明	公認会計士													
小林 保弘	公認会計士													
広瀬 史乃	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 周悟	○	同氏は、当社の主要取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ会社であるみずほ総合研究所株式会社 に在籍しておりましたが、2017年8月31日付けで退職しております。	過去に会社の経営に関与したことはありませんが、大手金融機関に長年勤務し、金融・財務の分野において豊富な経験と経営分野における高い専門知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。現在及び最近において、同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。

秋山 正明	○	----	公認会計士として監査法人勤務を通じた幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。
小林 保弘	○	----	公認会計士として監査法人勤務を通じた幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。
広瀬 史乃	○	----	弁護士資格を有し幅広い知識と企業法務及び税務に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	7 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、報酬制度の設計や具体的報酬額について、委員の過半数が社外取締役で構成され、委員長を社外取締役とする報酬委員会に諮問し、取締役会が報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

当社の取締役の金銭報酬は、固定報酬及び賞与により構成しております。固定報酬額については、当社の業績及びこれに対するその者の貢献度等を勘案し決定しております。また、賞与については、役員報酬規程の定めに基づき、業績連動型となっております。

さらに、当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入し、また、2019年9月の定時株主総会において、当該制度について、社外取締役を含む業務非執行取締役に対し、業績条件の付されていない株式報酬を付与する等の一部改定を行うことにより、これらの者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めており、当該株式報酬がこれらの者の報酬に占める割合は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの付与との観点から適切に設定されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
------------------	-------------

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、企業内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令の定めに従い、個別開示を行うこととしております。2019年6月期は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
 なお、2019年6月期の当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は下記のとおりとなります。

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	賞与 (業績連動報酬)	株式給付引当金 (業績連動報酬)	対象となる役員の員数(名)
取締役(社外取締役除く)	230百万円	130百万円	68百万円	31百万円	8名
監査役(社外監査役除く)	13百万円	12百万円	1百万円	—	1名
社外役員	46百万円	45百万円	1百万円	—	7名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2018年10月に過半数を社外取締役で構成され、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、2020年6月期からは報酬委員会が報酬限度額の範囲内での役位及び業績を勘案した個人別の報酬等の決定を行い、取締役会において報酬総額を決議するものとしております。取締役(社外取締役を除く。)の報酬限度額は、2011年9月20日開催の第36期定時株主総会において年額5億円以内(員数16名)、監査役の報酬限度額は2018年9月19日開催の第43期定時株主総会において年額1億円以内(員数5名)としてご承認いただいております。2019年6月期の取締役の報酬額については、報酬限度額の範囲内で役位及び業績をもとに評価委員会ならびに取締役会に諮り、代表取締役社長矢口幸夫が決定しております。監査役の報酬については、上記報酬の範囲内で監査役の協議により決定しております。

また上記報酬限度額とは別枠で、2016年9月16日開催の第41期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度を導入しております(員数8名)。

さらに2019年9月19日開催の第44期定時株主総会においては、業績条件の付されていない株式報酬を付与することを通じて当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与することを目的として当該業績連動型株式報酬制度に社外取締役を含めることを承認いただいております(員数6名)。なお、取締役が当社の株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬により構成されております。業績連動報酬は、短期業績に連動する報酬(賞与)と中長期業績に連動する報酬(株式報酬)からなり、業績連動報酬以外の報酬は固定報酬があります。

2019年6月期の事業年度における業績連動報酬(賞与)に係る指標は、EBITDA(予算比)と労働生産性(改善率)であり、それぞれ実績は98.6%、103.6%となっております。提出日現在における短期の業績連動報酬(賞与)に係る指標は、報酬委員会の提言を受け、償却前営業利益としております。当該指標を選択した理由は、当社の重要な経営指標を達成することについて、責任を明確にすることにあります。2019年6月期の事業年度及び提出日現在における業績連動報酬(賞与)の額の決定方法については、指標に基づき評語を決定し、評語に応じて役位別に報酬額を決定しております。

2019年6月期の事業年度及び提出日現在における中長期の業績連動報酬(株式報酬)に係る指標は、当社株式の株価となります。当該指標を選択した理由は、当社の株式価値との連動により、株価上昇の利益を享受するとともに株価下落のリスクを負担することにより、責任を明確にすることにあります。株式報酬額の決定方法は、当該事業年度におけるEBITDA(予算比)及び労働生産性(改善率)からなる業績評価とコンピテンシー評価を総合して評価委員会(現報酬委員会)が評価を決定し、当社取締役会で定める役員株式給付規程により役位に応じてポイントが付与され、結果として当社の株価と連動して報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対してのサポート体制は、経営企画部より取締役会の招集時に議案及び参考資料等の情報を適宜提供しております。また、監査役会事務局は設置しておりませんが、内部監査室、内部統制推進部が必要に応じ事務局機能を担い、社外監査役に資料の提供・作成を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
矢口 幸夫	相談役	業界団体等の社外活動を通じた情報収集に基づく助言等	非常勤、報酬有	2019/06/20	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1名

その他の事項

[企業統治の体制の概要]

当社は、6名の取締役により構成される取締役会と5名の監査役により構成される監査役会からなる監査役会設置会社としております。6名の取締役のうち3名は社外取締役であり、独立社外取締役を中心とした議論を活性化し取締役会の監督機能強化を図る体制としております。また、5名の監査役のうち4名は社外監査役となっております。

1. 取締役会

取締役会は、取締役6名(内社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回以上開催されております。取締役会は、当社の経営方針および業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、取締役会の構成員は、代表取締役 社長執行役員 細谷武俊を議長として、取締役 専務執行役員 平山育夫、取締役 本田 理、社外取締役 釘崎広光、社外取締役 榎本知佐、社外取締役 諸江幸祐 となっております。

2. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役5名(内社外監査役4名)で構成され、原則として月1回開催されております。監査役会において、監査に関する重要な事項について報告を受け、情報交換及び協議を行っております。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、また、会計監査人及び内部監査部門から報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監視しております。なお、監査役会の構成員は、常勤監査役 鶴岡義宣を議長として、常勤社外監査役 岡田周悟、社外監査役 秋山正明、社外監査役 小林保弘、社外監査役 広瀬史乃 となっております。

3. 経営会議

経営会議は、社長、各本部長及び議長が指名した取締役をもって構成し、決裁権限基準表に定められた事項及び取締役会に上程する議案を審議し、決定するほか、経営上の重要事項を議論し立案を行っております。なお、経営会議の開催は、原則として毎週1回となっております。なお、経営会議の構成員は、代表取締役 社長執行役員 細谷武俊を議長として、取締役 専務執行役員 平山育夫、執行役員 鹿野浩史、執行役員 榮谷慶造、執行役員 石橋一通、執行役員 岡島正和、常勤監査役 鶴岡義宣、常勤社外監査役 岡田周悟となっております。

4. 内部監査部門

当社は、代表取締役直轄の内部監査室(4名)を設置し、当社及び関係会社の業務全般にわたる適正な運営、改善を目指し、計画的かつ全体的な内部監査を実施しております。なお、内部監査室の構成員は、内部監査室長 本田 守のほか、社員3名となっております。

5. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令が定める額のいずれが高い額となります。

なお、「指名委員会」及び「報酬委員会」については、本報告書「II-1 [取締役関係]」に記載しております。

[監査の状況]

1. 監査役監査の状況

監査役監査は、5名の監査役(内社外監査役4名)で監査役会を構成し、取締役による業務執行を監査しております。監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、適切な審議や助言を行うことで経営の監視機能を確保するよう努めております。

なお、社外監査役の秋山正明、小林保弘の両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有するものであります。

社外監査役の広瀬史乃氏は弁護士として企業法務及びコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門的知見を有するものであります。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、監査の相互補完及び効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査及び会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

2. 内部監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき代表取締役直轄の内部監査室(4名)が担当しております。内部監査室は、監査計画書に基づき、当社及び子会社の業務全般にわたる業務監査、法令遵守、内部統制の有効性などを監査し、「監査報告書」を作成し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行っております。

3. 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 廿樂 眞明

指定有限責任社員 業務執行社員 山本 秀仁

c 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他15名であります。

d 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人としての専門性・独立性・品質管理体制等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討した上で、監査法人を選定する方針としております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、監査役会は、その解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、EY新日本有限責任監査法人が、適切な監査を遂行する上で十分な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当監査法人を会計監査人として選定しております。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、当社としての「会計監査人の評価調書」を作成し、監査法人に対して評価を行っております。この評価に際しては、監査法人と定期的に会合を持っており、

各々の監査方針・監査体制・監査計画のほか、期中に発生した問題点等についての情報交換を通じて、監査法人の専門性・独立性・品質管理体制等を確認しております。

確認の結果、会計監査人としての職務は適正に行われていると評価しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社企業理念のもと、変化に対応すべく迅速な経営判断を行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値向上に努め説明責任を十分に果たすことを目的にしております。具体的には、取締役会、監査役会、リスク・コンプライアンス委員会並びに会計監査人と連携を取り、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図っております。

また、社外取締役が企業統治において果たす役割と機能は、社外取締役が有する知見等を踏まえて、外部的視点から、如何に企業価値を高めていくかの経営アドバイスを行うこと等にあると考えております。社外監査役が企業統治において果たす機能と役割は、取締役からの独立性の立場に立ち、業務執行に対する監督機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の直近の定時株主総会は、2019年9月19日であり、いわゆる集中日にはあたりません。
電磁的方法による議決権の行使	2018年9月開催の定時株主総会より議決権の電子行使を可能としております。
その他	より開かれた株主総会の運営を目指し、出来る限り多くの株主が出席できるように開催場所を公共交通機関の発着場所の近隣地とするなど配慮しております。 また、株主総会の招集通知については、招集通知の発送日の前日に東証T Dnetで縦覧に供される他、同日付けで自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報サイトにて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と第4四半期において、年間6回程度、個人投資家向けの会社説明会を開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度終了後及び第2四半期決算後の年2回、定期的に、アナリスト・機関投資家対象の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトにて、投資家に迅速に当社の情報を開示しております。決算短信、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主総会の招集通知及び決議通知などを掲載しております。また、会社概要や決算短信の一部などの情報を英訳して掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	災害時バックアップ機能として、災害発生時には生活物資及び救援活動に必要な物資などの供給を行う防災協定を7店の地域自治体・警察・消防等と締結しております。 地域振興として、群馬県太田市にて運営している「アンディ&ウィリアムス ボタニックガーデン」は、本格的イングリッシュガーデンとして地域住民の憩いの場となり、太田市観光協会にも加盟して地域活性化に協力しております。 また、環境に配慮した電気自動車の普及に合わせ、一店舗を除く全店舗の駐車場に専用の充電設備の設置をしております。さらには、省エネルギー社会の実現に向けて、店舗の照明について節電効果の見込めるLED照明への切り替えを進めるとともに、店舗の空調設備についても節電効果の見込める新しい設備への切り替えを進めております。 さらに、省エネルギーと創エネルギーにより、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減する建築物(ZEB:ネットゼロエネルギービル)としてホームセンター千葉店及びジョイフルアスレティッククラブ土浦店をリニューアルし、建築物のZEB化への取り組みを推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会、個人投資家向け会社説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行います。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- (2) 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役及び会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びに改善を図る。
- (3) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

2. 当社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存及び管理を行う。
- (2) 保存期間内は、取締役又は監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに関覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- (2) 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- (3) 事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項及び取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- (2) 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役並びに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正及び効率性を確保するための制度を整備する。
- (2) 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (3) 当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

6. 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

7. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 子会社において定める「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為又は法令、定款若しくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- (2) 当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- (3) 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

8. 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 企業グループ経営における責任と権限を明確にする為、グループ代表（当社の代表取締役）、経営執行責任者（子会社社長）、主管部門長（当社経営企画本部長）の組織を設置する。
- (2) 当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
- (3) 当社子会社は（2）の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営企画部」という。）は、当社内部監査室、内部統制推進部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。

9. 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- (2) 当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びに改善を図る。
- (3) 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

10. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

11. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

12. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

13. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、又はこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。

(2) 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

14. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営企画部を経由し、当社監査役に報告する。

(2) 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、法務・コンプライアンス部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

15. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 内部通報制度の窓口に通報があった場合、法務・コンプライアンス部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。

(2) 通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

16. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

17. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

(2) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(3) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(4) 監査役は、原則毎月1回、監査役会及びグループ各社の監査役と監査役連絡会をそれぞれ開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。また、内部監査室、内部統制推進部との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

18. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、法令及び社会的に公正と認められるルールを尊重し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「コンプライアンス規程」の中に「反社会的勢力排除の手続き」を規定し運用しております。

新規取引先の選定については、各部署より「取引先チェックシート」が商品企画部に申請され、商品企画部では、インターネット（「日経テレコン21」）等により調査しております。調査資料は、商品企画部内に置く反社会的勢力排除の確認担当者に提出され、確認担当者が内容を確認します。懸念がある場合は、更に外部調査機関による追加調査を実施します。子会社も、同様の手続きを実施しております。

各グループ会社において、特定の取引先との取引の締結・維持を否決した場合には、直ちに当社人事・総務部長に報告し、子会社及び関係する所属長に通知且つ具体的な対応等について情報共有し、取引関係の完全な解消を確認する体制をとっております。

既存取引先については、前回調査から1カ年を経過毎にインターネット（「日経テレコン21」）等により再確認の調査を実施しております。

また、株主及び役員に関しても同様に調査することで、関連当事者に対し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

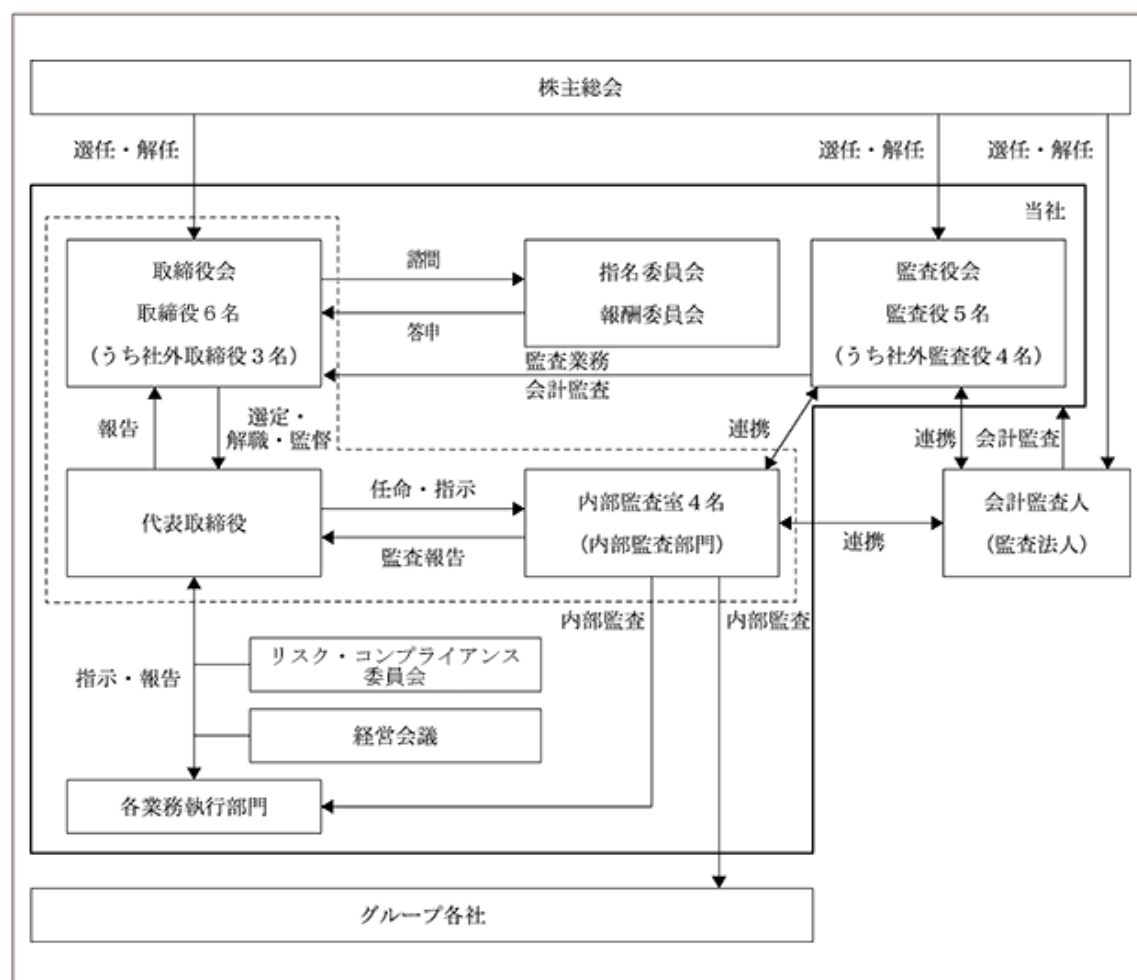
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

――

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

